

阪南大学後援会奨学金規程学部成績優秀者奨励奨学金施行細則

制定 平成25年4月1日
最近改正 平成30年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、阪南大学後援会奨学金規程第3条に基づき学部成績優秀者奨励奨学金の運用について定めることを目的とする。

(給付対象及び人員)

第2条 給付対象及び人員は別表による。

(募集)

第3条 奨学生の募集は、当該年度のはじめに行う。

(選考要件)

第4条 修得単位数、成績係数等に関する選考要件は以下の各号とし、全ての要件を満たした者を奨学生候補者とする。

(1) 以下の成績評価制度 (GPA : Grade Point Average) による計算式の数値結果が、選考の前年度において3.5ポイント以上の者。ただし、対象科目に関しては、認定科目及び諸課程科目のうち卒業要件に含まれない科目を除くものとする。

$$\left[(S \text{ 修得単位数} \times 4.0) + (A \text{ 修得単位数} \times 3.0) + (B \text{ 修得単位数} \times 2.0) + (C \text{ 修得単位数} \times 1.0) \right] \div$$
総履修単位数 (不合格科目含む)

(2) 以下の表による修得単位数を満たした者。ただし、選考の前年度の認定科目及び諸課程科目のうち卒業要件に含まれない科目は除く。

学 年	修得単位数
2年次生	1年終了時 40 単位以上
3年次生	2年終了時 80 単位以上
4年次生	3年終了時 120 単位以上

(3) 選考申請の前年度において、認定科目及び諸課程科目を含み、30 単位以上の単位を修得した者。

(選考)

第5条 奨学生の採用は、学生委員会 (以下、「委員会」という。) において、前条に掲げる選考要件を満たした学生の中から選考し、後援会幹事会 (以下、「幹事会」という。)、後援会運営委員会 (以下、「運営委員会」という。) において承認の上、会長が決定する。ただし、前条の規定を満たす候補者が該当しない場合、委員会は次点の成績優秀者を候補者として選考出来るものとする。なお、選考方法に関する内規については、別に定めるものとする。

(採用)

第6条 奨学生の決定は6月とし、本人及び連帯保証人に文書による通知を行う。

2 採用決定者は、前項の通知を受けた後、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生登録証
- (2) 誓約書
- (3) 銀行口座届
- (4) その他必要とされる書類

(交付と受領)

第7条 奨学金は、毎年6月と11月に銀行振込によって交付する。

2 奨学生は、奨学金を受領したときに、所定の領収書を提出しなければならない。

(受領後の義務)

第8条 奨学生は、奨学金受領後、給付期間中に次の各号の書類の提出および義務を履行しなければならない。

- (1) 学生活動報告書
- (2) 後援会から要請のある事業、行事に対する出席、応援等
- (3) その他必要とされる書類

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、後援会幹事会、運営委員会の議を経て会長が行う。

(事務)

第10条 奨学金に関する事務は、後援会事務局において行う。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月21日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月3日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月6日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

<給付対象及び人員表>

学 部	給付対象及び人員
経済学部	2~4年次生 各1名 計3名
流通学部	2~4年次生 各1名 計3名
経営情報学部	2~4年次生 各1名 計3名
国際コミュニケーション学部	2~4年次生 各1名 計3名
国際観光学部	2~4年次生 各1名 計3名